

コンビニエンスストア等で村税が納められます

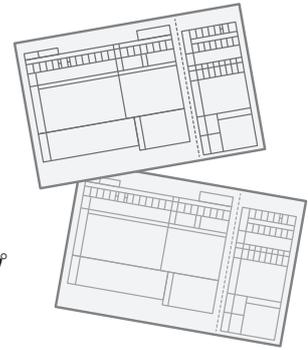
村税をコンビニエンスストア等で納付することができます。また、スマートフォンアプリからも納付することができます。

○納付できる税金の種類

村県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

○納付できるコンビニエンスストア等

- ・MMK設置店
- ・コミュニティ・ストア
- ・生活彩家
- ・セブン-イレブン
- ・デイリーヤマザキ
- ・ハセガワストア
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ローソンストア100
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・セイコーマート
- ・タイエー
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ハマナスクラブ
- ・ポプラ
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ローソン



スマートフォンアプリ

- ・Pay B
- ・Pay Pay
- ・LINE Pay 請求書支払い

○納付できない納付書

金額の訂正があるもの、取扱期間（年度末）を過ぎたもの、バーコードが印字されていないもの、バーコードが読み取れないもの、期別納付額が30万円を超えるもの

問合せ 税務会計課（村県民税・固定資産税・軽自動車税） ☎82-1224
保健衛生課（国民健康保険税） ☎82-1777

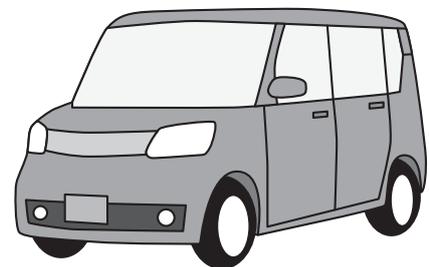
身体障がい者の方に対する 軽自動車税（種別割）の減免について

身体障がい者（障がい者と同一生計）の方は障害の程度により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

減免を受けようとする方は納期限前7日までに減免申請書を役場税務会計課へ提出してください。なお、減免は1人につき1台の自動車に限られていますので、普通自動車税の減免を受けている方は軽自動車税（種別割）の減免は受けられませんのでご注意ください。

減免申請書を提出される方は添付書類が必要となりますので、税務会計課までご連絡ください。

※納税義務者の個人番号の記載および本人確認資料等の写しの添付が必要となります。



問合せ 税務会計課 ☎82-1224